

千葉県障害児等療育支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、千葉県とする。

なお、この事業を障害児（者）に関する事業を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託することができる。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、千葉県内（千葉市・船橋市・柏市を除く。）に在住する在宅障害児等及びその家族とする。

（実施事業所）

第4条 この事業を実施する事業所は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設、及び指定障害児通所支援事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センター、その他障害福祉に関する事業を実施している法人等とする。

（事業の内容及び実施方法）

第5条 委託によりこの事業を実施する場合は、事業者（以下「委託事業者」という。）及び事業所（以下「委託事業所」という。）をあらかじめ決定するものとし、その事業の内容は次のとおりとする。

（1） 事業の内容

ア 訪問療育相談支援事業

この事業は、委託事業所における相談支援専門員、その他療育に関する専門家として障害福祉事業課が適当と認めた者が、療育相談を希望する在宅障害児等の家庭に定期的若しくは随時に訪問し、在宅障害児等及びその家族に対して療育に関する相談支援を行うものとする。

イ 訪問療育支援事業

この事業は、委託事業所における理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士、障害児保育に相当の実績のある保育士等、その他療育に関する専門家として障害福祉事業課が適当と認めた者が、在宅障害児等の家庭に定期的若しくは随時に

訪問し、在宅障害児等に対して各種の療育支援を行うものとする。

ウ 外来療育相談支援事業

この事業は、委託事業所における相談支援専門員、その他療育に関する専門家として障害福祉事業課が適当と認めた者が、在宅の障害児等及びその家族に対し、外来の方法により療育に関する相談支援を行うものとする。

エ 外来療育支援事業

この事業は、委託事業所における理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士、障害児保育に相当の実績のある保育士等、その他療育に関する専門家として障害福祉事業課が適当と認めた者が、在宅の障害児等に対し、外来の方法により、個別または集団で、各種の療育支援を行うものとする。

オ 施設支援指導事業

この事業は、障害児通所支援及び障害児保育を行う保育所等の複数の職員に対し医師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士等、その他療育に関する専門家として障害福祉事業課が適当と認めた者を派遣し、在宅障害児等の療育に関する技術の指導を行うものとする。

(2) 事業の実施

委託事業者は委託事業所において、第1号アの訪問療育相談支援事業、イの訪問療育支援事業、ウの外来療育相談支援事業及びエの外来療育支援事業の全部または一部を実施する。

第1号のオの施設支援指導事業については、原則として上記委託事業者の中から、障害保健福祉圏域ごとに1か所ずつ、事業所を決定して実施することとする。

(実施事業者及び実施事業所の委託)

第6条 この事業は、県が広域的見地に立って事業の推進を図る観点から、県が定める障害保健福祉圏域ごとに毎年度事業者からの申請を受けて、県において事業所を委託して実施するものとする。

(費用)

第7条 この事業の委託に要する費用は、別に定める額を委託事業者に支弁するものとする。

(支援の利用回数)

第8条 この事業を実施するに当たり、1人当たり（施設支援指導事業は1施設当たり）が年間を通して各事業を利用できる回数を別に県が定めるものとし、事業者は、原則、委託利用上限回数の範囲内で支援を提供するものとする。ただし、利用上限回数を超える場合は、障害福祉事業課と協議するものとする。

(相談・支援記録票の作成)

第 9 条 この事業の的確な実施を図るため、委託事業者にあつては別に定める相談・支援対象者に関する相談・支援記録票を作成し、5 年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第 10 条 知事が必要と認めるときは、本事業の実施者に対して報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は直接の担当者に対して質問させ、或いはその事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(秘密の保持)

第 11 条 この事業の実施に当って職務上知り得た在宅障害児等及び家族に関する秘密保持については、特に留意すること。

(関係機関等との連携)

第 12 条 委託事業者は、中核地域生活支援センター、健康福祉センター、児童相談所、障害者相談センター、市町村、福祉事務所、障害児（者）施設、医療機関、公共職業安定所、特別支援学校及び児童・民生委員、知的障害者相談員、身体障害者相談員等と連携を密にし、事業を円滑かつ効果的に実施するように努めること。

(その他)

第 13 条 特別の事情により、本要綱によりがたい場合は、あらかじめ承認を受けるものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

(施行期日)

附則 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則 2 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則 3 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則 4 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則 5 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則 6 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則 7 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。